

## 平成26年度第1回教育委員会定例会 会議録

- ◇ **開催年月日** 平成26年4月25日(金) 16時55分開会  
18時10分閉会

- ◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席委員**

|     |         |    |         |
|-----|---------|----|---------|
| 委員長 | 窪 蘭 修   | 委員 | 津 曲 貞利  |
| 委員  | 高 島 まり子 | 委員 | 桃 木 野 聡 |
| 教育長 | 石 踊 政昭  |    |         |

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

|          |           |              |         |
|----------|-----------|--------------|---------|
| 管理部長     | 星 野 泰 啓   | 教育部長         | 藤 田 芳 昭 |
| 総務課長     | 橋 口 訓 彦   | 施設課長         | 岩 切 正 己 |
| 文化財課長    | 兒 玉 潤 一 郎 | 美術館副館長       | 山 西 健 夫 |
| 図書館長     | 斉 之 平 智   | 学務課長         | 松 山 武 史 |
| 学校教育課長   | 白 濱 富 男   | 保健体育課長       | 向 井 雄 志 |
| 青少年課長    | 岩 戸 均     | 生涯学習課長       | 寺 藪 裕 之 |
| 少年自然の家所長 | 藤 山 洋 一   | 中央学校給食センター所長 | 春 田 浩 志 |

◇ **書記**

|       |         |       |           |
|-------|---------|-------|-----------|
| 総務課主幹 | 土 屋 幹 雄 | 総務課主査 | 久 家 加 奈 子 |
|-------|---------|-------|-----------|

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
  - 定第1号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市立美術館協議会委員の解嘱について〕
  - 定第2号議案 鹿児島市立美術館協議会委員の委嘱の件
  - 定第3号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱について〕
  - 定第4号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市障害児就学指導委員会委員の解嘱について〕
  - 定第5号議案 鹿児島市障害児就学指導委員会委員の委嘱の件
  - 定第6号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について〕
  - 定第7号議案 鹿児島市スポーツ推進審議会委員の委嘱の件
  - 定第8号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市社会教育委員の解嘱又は解任について〕
  - 定第9号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱について〕
  - 定第10号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱又は解任について〕
  - 定第11号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件
  - 定第12号議案 代決処分の承認を求める件  
〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
- 6 協議事項
  - (1) 全国学力・学習状況調査結果の公表について
- 7 報告事項
  - (1) 教育委員会制度改革について
  - (2) 旧島津氏玉里邸庭園の開園について
  - (3) 鹿児島市立小中学校区の一部変更について
  - (4) 市内中学校生徒に関する事故について
  - (5) 市議会関係の審議結果等について
  - (6) 教育委員会関係の主な行事について
- 8 その他
- 9 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

2 会議成立の宣言

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

委員長 会議の非公開についてですが、本日審議する議案12件は人事・人選に関する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思います。

また、報告事項(4)は、個人情報の保護を要する案件でありますので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとし、関係部課長のみの出席としたいと思います  
が、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

委員長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第1号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立美術館協議会委員の解嘱について〕

承認

定第2号議案 鹿児島市立美術館協議会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第3号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第4号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市障害児就学指導委員会委員の解嘱について〕

承認

定第5号議案 鹿児島市障害児就学指導委員会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 6 号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市スポーツ推進審議会委員の解嘱又は解任について〕

承認

定第 7 号議案 鹿児島市スポーツ推進審議会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 8 号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市社会教育委員の解嘱について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 9 号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱について〕

承認

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第 1 0 号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解嘱又は解任について〕

承認

定第 1 1 号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第12号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

【本議案は非公開】

7 報告事項

(1) 教育委員会制度改革について

委員長 次に、報告事項(1)について、総務課長、説明をお願いします。

事務局 報告事項関係資料①をご覧ください。「教育委員会制度改革」につきまして、ご説明いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案が、平成26年4月の国会に提出され、国会での審議が行われているところであり、今後の国の動向等を注視しながら、適宜適切に対応していくことといたしております。1の法律案概要でございますが、(1)の趣旨は、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化が趣旨とされております。(2)の概要の①教育行政の責任の明確化といたしまして、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長の設置が予定されております。教育長の任期は3年、教育委員は引き続き4年となっております。なお、現在の教育長の任期満了までは、現行体制が経過措置として認められております。②の総合教育会議の設置、大綱の策定といたしまして、首長は、総合教育会議を設け、会議は、首長が招集し、首長・教育委員会により構成され、学識経験者から意見聴取も可能となっております。首長は、会議において、教育委員会と協議し、大綱を策定するものでございます。③の「国の地方公共団体への関与の見直し」といたしまして、児童生徒等の生命・身体への被害の拡大等の緊急の必要がある場合に、文部科学大臣の教育委員会への是正指示の見直しが行われ、国の関与が強化されるものでございます。なお、教育委員会は引き続き執行機関とし、職務権限は従来どおりとするものでございます。施行期日は、平成27年4月1日でございます。以上でございます。

委員 教育委員会は来年4月1日からどうなるんですか。

事務局 経過措置が適用されますので、現行体制でいくことが可能です。

委員 首長と従来の教育委員会が集まったものが総合教育会議と呼ばれるわけですか。

委員 学識経験者を入れることも可能と聞いています。

委員 従来の教育委員会会議と総合教育会議が並列してあると理解していいですか。

事務局 教育委員会の権限は従来どおりでございますので、それとは別に両輪をなすかたちで首長との連携を強化する会議として設けられます。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

## (2) 旧島津氏玉里邸庭園の開園について

委員長 次に、報告事項(2)について、文化財課長、説明をお願いします。

事務局 それでは、旧島津氏玉里邸庭園の開園について、報告いたします。発掘調査と庭園整備のために、平成25年12月1日から休園しておりました旧島津氏玉里邸庭園が、平成26年4月2日に開園しました。開園にあたりましては、株式会社島津興業が指定管理者となり、維持管理と運営を行っております。あわせて、茶室の一般利用等を開始しています。平成25年度からのこれまでの経緯ですが、まず、指定管理者制度の導入につきまして、昨年の6月議会に、旧島津氏玉里邸庭園条例制定の議案を提案し、議決していただきました。8月に公募を実施し、3社の応募がありました。応募資料をもとに、10月に面接、業者選定委員会の審議をへて、11月に指定管理者候補者を決定しました。12月議会に指定管理者の指定議案を提案し、議決していただいた後、26年1月に指定通知を送付いたしました。以降、指定管理者との協議を重ね、3月に玉里邸庭園の管理等に関する基本協定書を締結し、4月の開園となりました。この間、庭園の整備につきましては、適切な時期に園路整備、樹木剪定を行うとともに、12月1日より本年4月1日まで休園し、水道高枅周辺の発掘調査を行うとともに、下(した)御庭(おにわ)西側石塀の修理、石造物の修復、園池(えんち)護岸の修理、藤柵(ふじだな)の改修を行いました。指定管理者は株式会社島津興業で、指定する期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間です。なお、毎年度、年度協定書を締結することとなっております。入園料は無料で、開園時間は午前9時から午後5時まで、休園日は火曜日及び年末年始の12月29日から1月1日となっております。茶室の使用料は、午前9時から午後1時までと、午後1時から午後5時までの半日使用が、各2,400円、午前9時から午後5時までの1日使用が4,800円となっております。駐車場も無料で、使用時間は、開園時間と同じく午前9時から午後5時までとなっております。

指定管理者の株式会社島津興業は、市民の方々を始め、多くの方々に利用していただくための利用促進策として、以下の4点の実施を計画しています。

1点目に、茶会を年16回以上開催するとともに、自主提案事業として、薩摩

糸びな体験教室や土人形の展示などを行う。2点目に、イベント開催時等、必要に応じてポスターを製作、掲示する。3点目に、庭園のホームページやfacebookを開設し、イベント案内や庭園内の植物の開花状況等の情報を発信する。4点目に、将来的には仙巖園との連携を図り、共同イベントや企画展を実施すること等でございます。以上、旧島津氏玉里邸庭園の開園についての報告を終了いたします。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

委員 発掘調査をしたということですが、何も出てこなかったということで、支障がなかったのではそのまま進めたということですね。

事務局 そのとおりでございます。

委員 茶室申し込みがどの程度きているかわかりますか。

事務局 団体の応募は現在まだないところでございます。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

### (3) 鹿児島市立小中学校区の一部変更について

委員長 次に、報告事項(3)について、学務課長、説明をお願いします。

事務局 報告事項関係資料③をご覧ください。「鹿児島市立小中学校区の一部変更について」でございます。平成26年4月1日の改新小学校廃止に伴い、古里町及び有村町を改新小学校から東桜島小学校へ校区変更しましたのでご報告いたします。なお、改新小学校が平成9年4月に休校となって以降、当該児童については、東桜島小学校を指定学校としております。2ページに東桜島小学校及び旧改新小学校の位置図がございますのでご覧ください。以上で、説明を終わります。

事務局 ただ今の報告について、何かございませんか。

委員 スクールバスなど通学に対する支援について教えてください。

事務局 現在この学区内には4人児童がおりますけれども、すべて路線バスを利用しております。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

### (5) 市議会関係の審議結果等について

## (6) 教育委員会関係の主な行事について

委員長 次は、報告事項(4)をとばして、先に報告事項(5)及び(6)にうつります。管理部長、説明をお願いします。

事務局 議案つづりの32ページをご覧ください。報告事項(5)市議会関係の審議結果等についてご説明いたします。4月21日の環境文教委員会におきまして、記載の2件の陳情審査がございました。まず、陳情第26号「フットサル競技専用コート建設」につきましては、前回1月に続く、3回目の審査で、他の中核市におけるフットサル専用施設の整備に係る経緯や、本市体育施設におけるフットサルコートの設置計画等について質疑が交わされ、今回の審査に向けて、他都市の専用競技場の初期投資費用やランニングコスト等について、資料要求がございました。次に、陳情第36号「これからの勤労青年教育のあり方」につきましては、初めての審査があったもので、本市における勤労青年の活動状況等について質疑が交わされたところでございます。2件については、引き続き継続審査となったところでございます。議案つづりの33ページをご覧ください。報告事項(6)教育委員会関係の主な行事につきまして、ご説明いたします。まず、5月5日のこどもの日でございますが、市営施設の無料開放を行います。①にございますのは、小・中学生の教育施設等の入館料の免除、並びに、水族館だけは割引ということでございます。これ以外につきましては、小中学生は無料ということでございます。②の公共体育施設の無料開放につきましては、これは子どもたちに限らず、市民のみなさんに無料開放するということでございます。次に、鹿児島県市町村教育委員会連絡協議会の定期総会が5月12日午前10時から、かごしま市民福祉プラザで開催されます。次に、全国都市教育長協議会定期総会・研究大会が、5月22日(木)から23日(金)まで城山観光ホテルで開催されます。以上でございます。

委員長 ただ今の報告について、何かございませんか。

(なしの声あり)

委員長 ないようですので、この件につきましては報告を受けたこととします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

## 6 協議事項

### (1) 全国学力・学習状況調査結果の公表について

委員長 次に協議事項(1)について、学校教育課長、説明をお願いします。

事務局 別添の協議事項関係資料①をご覧ください。全国学力・学習状況調査結果の公表について説明いたします。調査結果の公表につきましては、今年度から文部科学省の実施要項が変わっております。主な変更点は、1に示しましたように、市町村教育委員会は、当該学校と事前に相談したうえで、学校名を明らかにした公表ができるようになったことです。これを受けて、本市としての公表

の在り方について検討を進めているところでございます。まずは、2の「現行の公表の方法と内容」についてです。現行では、市教委は、国・県・市の平均正答率に、分析結果と改善策を加え、市のホームページで公表しております。また、各学校は、結果を数値で示さず、自校と国・県・市の差と改善策を文章表現で公表しております。次に、3は、本市が公表の在り方について全小・中学校長に行ったアンケート調査の結果でございます。市教委が学校名を明らかにして公表してよいかの問いに、全117校のうち、73校が、「しないほうがよい」と回答しています。また、各学校の公表につきましては、77校が、「従来どおり文章での表現がよい」と答えています。次に、4は「今後の公表の在り方」についての案でございます。まず、(1)の市教委の公表は、学校の序列化や過度な競争等につながらないように、学校名は明らかにしないことを前提に検討しております。別添資料Ⅰのアにございますように、国・県・市の平均正答率を数値で示すとともに、イのように教科ごとの度数分布を示すことで、本市の実態を分かりやすく伝えられると考えております。併せて、分析結果や改善策、本市の施策を踏まえて、学力の向上が見られた学校とその実践内容についても紹介していきたいと考えております。また、4の(2)「各学校の公表」につきましては、別添資料Ⅱのアにございますように、本市の教科ごとの度数分布に自校の位置を示す方法、に加え、イの、国・市と自校の教科ごとの平均正答率をレーダーチャートで示します。そして、これらに分析結果と改善方を併せて公表します。こうすることで、現行よりも一歩進んだ公表になると考えております。ただし、小規模校については、公表は行わないなど、個人の特定につながらないように配慮を行う必要がございます。最後に、5の「今後のスケジュール」でございますが、来月に、校長会や市P連役員との意見交換を行い、県の動向を参考にしながら、本市の考えを整理します。5月の本定例会での報告等を経て、6月には、本市の方針を決定してまいります。教育委員の皆様のご意見をよろしくお願いいたします。

委員長 　ただ今の報告について、何かございませんか。

委員 　公表したらどういったマイナス面があるのですか。また、保護者はどう考えているのですか。

事務局 　市P連の役員の方々と話をしましたが、公表については学校や市教委が決めたことに従うというご意見でした。また、新聞記事などによると約45%の保護者が公表をしてほしいと答えているとのことでございます。

委員 　私は個人的には公表はしないほうがよいと考えております。今、少子化になってきて、小学校においては大規模校と小規模校があり、小規模校においては成績が特定の児童に引っ張られることが考えられると思います。それをもって小学校の評価とした場合に、児童がスポイルされたり、結果的に顕在化してしまったり、数字を上げようということで調整したりといったようなことが懸念されます。しかし45%というのは、非常に高い数字ですので、ある一定の数字を超えてしまえば、公表やむなしということなのかもしれませんが、公表と非公表の間にくつつかの方法を検討すべきだと考えます。

委員 小規模校については公表を避けたほうがいいと思いますが、大規模校について経過措置というかたちで公表してみて、公表の結果を校長先生あるいは保護者のアンケートをとったうえで、公表を増やしていいか決めるのもひとつの方法だと思います。

委員 さきほどの45%というのはどこの調査ですか。

事務局 文科省が昨年実施した保護者へのアンケート結果を読売新聞が掲載したものでございます。

委員 小中学校長に実施した本市のアンケート結果で、小学校と中学校が似たような傾向なのか、小学校と中学校で結果に開きがあるのか知りたいと思います。私としては公表しないほうがよろしいと思っております。

委員 学力テストには私立の学校も参加しているのですか。

事務局 22日に行った学力テストでは、新聞記事によりますと私立の約40%が参加したということでございます。

委員 市教委が行ったアンケートの中で、公表を行ったほうがよいと答えた理由というのがわかりますか。

事務局 職員の意識を高めて指導力を発揮させることが学力を上げることにつながるのではないかとのことでございます。

委員長 他になければ、引き続き協議することで確認しておくことといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

## 7 報告事項

(4) 市内中学校生徒に関する事故について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

## 8 その他

委員長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 次回の定例会についてご連絡いたします。次回は、5月27日の13時30分から、場所は教育総合センターになります。よろしく申し上げます。以上です。

委員長 他にございませんか。

(なしの声あり)

## 9 閉会

委員長 以上をもちまして本日の定例会を終了します。

【以上】